

住宅用火災警報器の設置促進活動

防 火

青森県三沢市（人口 4万3千人）

概要

火災予防運動期間中の行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。

背景

三沢市においては、従来より三沢市防災協会の防災事業の一環として、毎年、高齢者家庭を対象に防災用品（非常用懐中電灯）の支給を行ってきたところであるが、同事業が完了したことを機に、平成13年度からは、高齢者家庭への防火指導とあわせて、住宅用火災警報器の無償支給を開始し、火災予防の普及に取り組んでいる。

住宅用火災警報器の無償設置

1. 概要

例年春期及び秋期に全国的に実施される火災予防運動における行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による高齢者家庭への住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。



【火災警報器取り付けの様子】

2. 対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者

公募分については先着10世帯。公募以外の分については、防火指導の結果火災警報器設置の必要が認められ、かつ、設置の同意が得られた世帯。

3. 助成内容

各戸につき、住宅用火災警報器 1 個

4. 活用制度

なし

火災警報器は三沢市防災協会の防災事業により給付



【住宅用火災警報器】

実績・評価

【実績】（平成18年秋の火災予防運動）

公募による高齢者宅：5 戸

公募以外による高齢者宅：18 戸

【評価】

消防法第9条の2に基づいて改正された三沢市火災予防条例が、平成18年6月に施行されたことに伴い、既存の住宅、アパート等についても、平成20年6月までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられたことから、引き続き、本制度等を通じた火災警報装置の設置促進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	三沢市消防本部 予防課
関連部局	三沢市防災協会

【連携のポイント】

三沢市防災協会の防災事業と連携し、火災警報器の購入を防災協会が行い、火災警報装置の設置希望の公募や機器の取り付けを消防本部が行っている。

問い合わせ先

三沢市消防本部 予防課

0176-54-4279

要援護老人世帯への 住宅用火災警報器の設置推進

千葉市（人口93万人）

概 要

高齢者世帯等を対象に、住宅防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価や改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、住宅用火災警報器の設置状況を把握し、希望者を対象に、福祉部局が行う給付等事業への申請指導も行っている。

背 景

住宅火災による死者の増加に鑑み、千葉市においても消防法改正に伴う火災予防条例の改正（平成18年6月1日施行）を行い、新築住宅については施行の日から、既存住宅については平成20年6月から、住宅用火災警報器等を設置することを義務付けた。

条例の施行を受け、既存住宅への火災警報器等の積極的な設置促進を図っているところであるが、住宅火災においては死者数の過半数を高齢者が占めており、今後の高齢化の進展も踏まえ、高齢者等の災害時要援護者住宅への住宅用火災警報器の早期設置が急務となっている。

災害時要援護者住宅に対する防火訪問

1. 概要

市内の高齢者世帯等を対象に、防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価及び改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、市の福祉部局が所管している「要援護老人等日常生活用具給付等事業」の給付対象品目に住宅用火災警報器が含まれていることを紹介し、同制度を活用した住宅用火災警報器の普及を促進している。



【防火訪問の様子】

2. 防火訪問の内容

【防火訪問の主な内容】

住宅火災の現状説明及び住宅防火対策の啓発
住宅用火災警報器の必要性の説明及び給付事業（要援護老人等日常生活用具給付等事業）の紹介
取扱事業者等に関する情報提供及び設置指導書（適切な設置場所、機種）の交付
給付事業申請書の記載要領等の説明

実績・評価

【実績】（平成18年度）

防火訪問実施世帯数：1874世帯
（うち要援護老人等日常生活用具給付等事業への給付申請：380件）

【評価】

個人情報取扱いの問題により高齢者世帯等の把握が困難になっている状況から、町内自治会や民生委員等と連携することで、積極的に防火訪問希望者を募っているが、今後もさらに草の根的な広報活動を展開していく必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	消防局 予防課
関連部局	保健福祉局 高齢福祉課

【連携のポイント】

高齢福祉課所管の給付事業を活用することにより、高齢者世帯等へ住宅用火災警報器のさらなる設置が期待できることから、火災予防運動など様々な機会を捉えた当該事業の広報活動を実施している。

また、給付申請がスムーズに行われるよう、訪問する職員が給付事業の対象や申込方法等の熟知に努めた。

問い合わせ先

消防局 予防課

043-202-1613

概要

人目につきにくく、放火などの不審火を招きやすい空家について、火災予防の徹底を図る観点から、管轄地域の空家調査を実施。調査結果に基づき、所有者等に対して火災予防上必要な指導を行っている。

また、高齢者の焼死事故や財産の損失防止を図るため、春の火災予防運動の一環として、市内に在住する一人暮らし高齢者家庭を訪問し、住宅の防火診断と火災予防指導を行っている。

背景

平成17年中の出火原因のうち、「放火の疑い」は全体の約20%を占めており、また、その中には空家における未成年者の喫煙によるものも考えられるなど、地元警察等と連携した防火対策が必要となっている。

また、住宅火災による死者について、年齢階層別の死者発生数は、年齢が高くなるにしたがって著しく増加しており、高齢者に対する防火対策の推進が急務となっている。

空家調査

1. 概要

管轄地区における空家について空家調査を行い、調査結果を基に所有者等に対して火災予防指導を行っている。

2. 調査対象

一定期間継続して使用しない状態におかれた建築物（共同住宅の空き部屋は除く。）

3. 調査内容

倒壊の危険の有無
戸締まりの状況
燃焼のおそれのある周囲物（枯れ草等）の有無
LPG等の放置の有無



【空家調査の様子】

4. 火災予防指導

空家調査の結果に基づき、空家の所有者、管理者等に対して具体的な火災予防指導を実施。

【指導内容】

施錠指導
定期的な見回り指導
第一着火物となるおそれのある可燃物の除去指導
危険物の除去指導
枯れ草等の刈り取り指導
倒壊のおそれの周知
（必要に応じて）建物の取り壊し・撤去指導

高齢者宅への防火訪問

1. 概要

一人暮らしの高齢者世帯を対象に防火訪問を行い、火気管理や防災器具の設置状況の確認、消火器の使用方法的指導等を行っている。



【高齢者宅防火訪問の様子】

2. 対象世帯

市内に在住する75歳以上の一人暮らし高齢者世帯及び地域の民生委員から要望があった世帯

3. 防火診断の内容

自力避難の可否、緊急連絡先の有無 等
消火器、住宅用火災警報機の設置の有無 等
ストーブ等の使用の有無、ガス漏れ警報機の設置の有無、喫煙状況、灯油等危険物の保管状況 等
電気器具等の異常の有無、配線状況 等

4. 火災予防指導等

防火訪問を行った高齢者に対しては、防火診断の結果をふまえた火災予防指導を行っているほか、緊急時に備え、当該高齢者の生活環境や避難能力等を「一人暮らし高齢者台帳」に記載し、管理している。

実績・評価

【実績】（平成18年度）

空家調査の実施数：91戸

高齢者防火訪問の実施数：410世帯

【評価】

防火意識の高揚が図られ、近年、管内の高齢者宅からの出火及び焼死事故の発生がない。また、空き家の調査及び指導を行い、取壊し又は施錠が徹底されることにより第三者の出入りができないことから不審火の発生が抑制され、防犯の面からも安心・安全のまちづくりが促進される。

今後、さらに活動を継続することにより、高齢者宅に限らず、周辺の近隣住民への防火・防犯意識を高める必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	南アルプス市消防団
関連部局	南アルプス市消防本部 南アルプス市民生・児童委員協議会 南アルプス警察署

【連携のポイント】

空家調査の実施に当たっては、地元の警察署員も同行し、防火・防犯（放火防止）の両面からの火災予防を推進している。

また、高齢者世帯等への防火訪問に当たっては、民生・児童委員協議会と連携し、訪問予定世帯の生活状況等を事前に把握するとともに、担当民生委員の同行を得ることにより、防火訪問の円滑な実施が可能となっている。

問い合わせ先

南アルプス市消防本部

055-283-0119

高齢者単独世帯等に対する防火訪問

防火

滋賀県甲賀市（人口9万5千人）、湖南市（人口5万6千人）

概要

春・秋の火災予防運動期間における取組の一環として、管轄区域内の福祉部局と連携し、地域の民生委員と消防職員が共同で高齢者世帯宅への防火訪問を実施している。

背景

近年、住宅火災による死者数は全国的に増加を続けており、また、65歳以上の高齢者が全体の死者数の半数以上を占めるなど、今後の高齢化の進展に伴い、さらなる死者数の増加も懸念されている。

このような状況を踏まえ、急増する住宅火災による死者数の抑制・低減を図るためには、火災の危険性の啓発や火災予防思想の普及はもとより、住宅用火災警報器の設置促進を含めた徹底した住宅防火対策と高齢者を含めた災害時要援護者に対する避難支援体制の整備が重要な課題となっていた。

高齢者単独世帯等に対する防火訪問

1. 概要

消防本部の管轄区域内にある市の福祉部局を通じ、高齢者世帯の実態を最も把握している地域の民生委員から高齢者世帯に関する情報提供（住所、氏名等）を受け、消防職員と民生委員が共同して、高齢者世帯への防火訪問を行っている。



【防火訪問の様子】

2. 訪問対象世帯

一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯

3. 防火訪問の内容等

【防火訪問の主な内容】

チラシ等を活用した高齢者の為の住宅防火対策についての説明
リーフレットや見本機器を用いた住宅用火災警報器の説明
住宅用火災警報器の悪質訪問販売に対する注意喚起
防火に関する相談

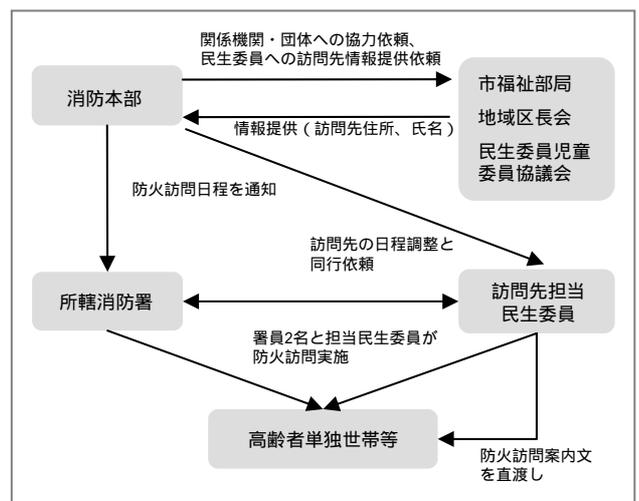


【リーフレット】

【訪問結果の活用】

防火訪問で訪れた高齢者単独世帯等については、災害時要援護者の資料として、予防規程に定める様式により台帳を作成している。

【防火訪問に関する関係機関等との連携スキーム】



4. 実施時期

春・秋の火災予防運動期間

実績・評価

【実績】

防火訪問実施世帯数（平成18年度）

- ・甲賀市：179世帯
- ・湖南市：73世帯

【評価】

一軒一軒の訪問という地道な事業ではあるが、一対一の対面式広報を通じた住宅用火災警報器の設置の必要性を含めた防火意識の浸透度は、実施者の感想からも効果は大きいと感じている。

また、高齢者と接する機会の多い民生委員の同行を得ることで相手側にも安心感を与えられ、スムーズな防火訪問の実施が可能となった。

今後は、災害時要援護者台帳の情報をもとに災害緊急時の支援システムを構築するとともに、地域消防団や市防災担当部局とも連携を深め、更なるネットワークの拡大に努めたい。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	甲賀広域行政組合消防本部 予防課
関連部局	甲賀市健康福祉部 社会福祉課 甲賀市社会福祉協議会 湖南市健康福祉部 高齢福祉介護課 社会福祉課 甲賀市、湖南市民生委員児童委員協議会 甲賀市、湖南市区長会

【連携のポイント】

市の福祉部局や民生委員の会合などに直接出向き、当該事業について説明と協力の依頼をし、実施の必要性について理解を得るよう努めている。

また、日程調整については、訪問先の担当民生委員個人と直接連絡を取り、民生委員及び訪問先の希望日程を把握することにより、防火訪問に係る負担の軽減に配慮している。

問い合わせ先

甲賀広域行政組合消防本部 予防課：0748-63-7932